

(5) 自動車整備士養成施設数

令和5年3月31日現在

種別 県別	種										二種	認定大学
	学校教育法に基づく施設					職業能力開発促進法に基づく施設				合計		
	大学・短大	高等学校	専門学校	各種学校	計	能力開 発短大	職能開 発促進 センター	その他	計			
愛知	1	4	4		9				0	9	1	1
静岡		1	3		4				0	4	1	
岐阜	2	1	1		4			1	1	5	1	2
三重		2			2			1	1	3	1	
福井		1			1			1	1	2	1	1
管内計	3	9	8	0	20	0	0	3	3	23	5	4

注 (1) 一種養成施設とは、主として自動車の整備作業に関する実務経験を有していないものを対象とする養成施設をいう。

(2) 二種養成施設とは、主として自動車の整備作業に関する実務経験を有するものを対象とする要養成施設をいう。

(3) 認定大学とは、自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が認定したものをいう。